

県民ホール友の会

入会のご案内

■ 会員期間 / ご入会月から1年間

会費 入会金 / 1,000円 年会費 / 1,000円

入会特典

1,000円分の商品券をプレゼント!

※チケット購入のほかあなびきエンタープライズが運営する施設でご利用いただけます。

※オンライン入会の方には引換券をお渡しします。
(引換期限は入会日より半年後)

会員特典

1

チケット割引

●ホールが指定する公演のチケットを原則5%割引でお求めいただけます。※公演によって枚数を制限させて頂くことがあります。

2

チケット先行予約

●ホールが指定する公演のチケットを一般発売に先がけてご予約いただけます。※公演によって枚数を制限させて頂くことがあります。

3

催し物案内のお届け

●ホールが発行する催し物案内を毎月ご登録のご住所に無料でお届けいたします。

4

その他

●ポスターやサイン色紙プレゼントなど楽しい企画。

入会手続き

ご来館

入会申込書に必要事項をご記入の上、入会金・年会費を添えて、県民ホールサービスセンター(小ホール棟1階)にてお申し込みください。

オンライン入会

県民ホールホームページより、
必要事項をご入力後、クレジットカードで
入会金・年会費をお支払いください。

〈QRコードはこちら〉



ご郵送・FAX

入会申込書をご郵送・FAX送信いただき、入会金・年会費をお支払いください。

百十四銀行/本店 普 2899735

香川銀行/本店 普 2213598

ゆうちょ銀行/ 01650-1-94055

口座名義:香川県県民ホール

※振込にかかる手数料、およびオンライン入会の手数料はご負担ください。

お問い合わせ・お申し込み先

県民ホール友の会事務局

(香川県県民ホール指定管理者 あなびき文化振興コンソーシアム)

〒760-0030 香川県高松市玉藻町9-10

小ホール棟1F 県民ホールサービスセンター

TEL.087-823-3128 FAX.087-823-3123

✂ キ リ ト リ ✂

申込年月日 年 月 日

県民ホール友の会 入会申込書

ふりがな			生年月日
お名前	①	西暦	年 月 日
ご住所	〒 -		
電話番号	() -		
メールアドレス	@		
入会金・初年度会費のお支払い方法	☐ 来館	☐ 現金書留	☐ 銀行振込

※記入頂いた個人情報については「県民ホール友の会」の目的以外には一切使用しません。

No.

香川県県民ホール友の会 会員規約

(名称)

第1条 本会は、「香川県県民ホール 友の会」(以下「友の会」)といいます。

(目的)

第2条 本会は国内外の素晴らしい舞台芸術をできるだけ多くの方に鑑賞していただくことを目的とします。

(趣旨)

第3条 本規約は、友の会の運営について必要となる事項を定めるものとします。

(事務局)

第4条 友の会に関する事務は「香川県県民ホール友の会事務局」(以下「事務局」)が行い、事務局は香川県県民ホール指定管理者あなぶき文化振興コンソーシアム内に置くこととします。

(会員)

第5条 本会は香川県県民ホール指定管理者あなぶき文化振興コンソーシアムの活動に賛同し、後援していただく方々の組織です。
2.「友の会会員」(以下「会員」)とは、本規約を承認の上で入会の申し込みをし、事務局が入会を認め、かつ所定の年会費を納めた方をいいます。
3.会員には「友の会会員証」(以下「会員証」)を貸与いたします。
4.会員証所有権は事務局に属し、会員は注意をもって会員証を使用し、保管するものとします。
5.会員が資格を有する期間(以下「会員期間」)は、事務局が入会を認めた日から翌年同日の属する月の末日までとします。
更新については、事務局より更新案内を郵送し、会員からの申し出と入金をもって1年間の更新とします。

(会費)

第6条 会費は入会金1,000円、年会費1,000円(税込)とし、事務局が定める方法により納入するものとします。

(チケットサービス)

第7条 会員は香川県県民ホール(以下「ホール」)で行われる、県およびホールが主催する公演のチケットについて一般発売前にチケットの予約・購入ができます。
対象公演、予約期間等は原則として公演の都度、事務局が決定し告知するものとします。
2.会員は前項のチケットを原則5%割引で購入できます。
なお、公演当日に当日券売場で販売するチケットについては、割引の対象とはならないものとします。
3.会員は窓口においてチケットを購入する際、会員証を提示するものとします。
4.会員は電話によりチケットの購入予約をする際、会員番号・氏名・および登録電話番号を申し出るものとします。
5.不可抗力によりチケット表記の興行を中止する場合以外は、他の日時、別種のチケットとの交換および払戻し等はいたしません。
6.営利を目的としたチケットの転売は、固くお断りいたします。

(会員サービス)

第8条 会員は、友の会の行う各種のサービスを、所定の方法により利用することができるものとします。

(代金決算)

第9条 会費、チケット代金等の支払い方法は、事務局が指定した期日・方法で支払うものとします。

(会員証の紛失・盗難)

第10条 会員は、会員証を紛失または盗難にあったときは、直ちに事務局に届け出るものとします。
2.会員が、会員証の紛失、盗難その他の理由により会員証を他人に利用され、会員または友の会に損害を生じさせた場合は、会員がその損害の責を負うものとします。
3.会員証を再発行する場合は、友の会所定の手数料を支払うものとします。

(届け出事項の変更等)

第11条 会員は、入会時に届け出た氏名・住所・電話番号等の変更があった場合、直ちに事務局に届け出るものとします。
2.会員は前項の届け出が無いために事務局からの送付書類等が延着または不到着になっても、異議を申し述べることができないものとします。

(退会)

第12条 会員の都合により退会するときは、事務局に退会の届け出をするとともに会員証の返却をするものとします。
なお、会員期間の途中で退会する場合であっても、年会費は返還しないものとします。

(会員資格の喪失)

第13条 会員が次のいずれかに該当したときは、事務局が会員の資格を取り消すことができるものとします。
(1)入会時に虚偽の申告があった場合
(2)本規約に違反した場合
(3)会費、代金の支払いを怠った場合

(指定管理者契約に伴う任期満了時の対応について)

第14条 指定管理者制度契約に伴う任期満了時の運営譲渡
あなぶき文化振興コンソーシアムが香川県県民ホール指定管理者を退く場合は、会員に向けて事前に告知するものとします。

(会員個人情報の取扱いについて)

第15条 事務局が所有する会員の個人情報(以下「個人情報」という)に関しては個人情報の保護に関する法令その他の規範を遵守し、個人情報を友の会運営以外の目的のために利用しないとともに、第三者に開示、提供等一切しないものとします。

第16条 本規約を変更した場合は、事務局は会員に通知するものとします。

附則

この規約は、平成25年6月1日から適用します。